福山市・府中市・神石高原町で

**麻薬の免許**

**麻薬管理者免許・麻薬施用者免許**

をお持ちの先生・施設の方へ

こんなとき，**手続きが必要**です。

麻薬管理者を

**交代したい**

⑤⑧

**免許証**に書いてある

内容に**変更があった**

(住所・氏名 等)

⑥⑦

麻薬を今後**処方・使用しない**（閉院含む）

① ②(or③) ④⑤



免許を持っている先生が

**１人もいなくなった**

（亡くなる・退職 等）

① ②(or③) ④⑤

麻薬施用者が１人から**２人以上**に増える

⑧⑨

免許を持っている先生が

**亡くなった**

④

病院を**移転**する・

改築で**仮施設**に移る

①②⑤⑥⑧

麻薬を**紛失した・**

**こぼした・破損した**等

　　　　　　　 ⑩

麻薬・覚せい剤原料を

**捨てたい**

（不要・期限切れ 等）

③

**開設者**が変わる

（個人→法人 等）

①②⑤⑧

* 申請・届出内容（①～⑩）については裏面をご参照ください。
* 上記に示したものは一例です。施設の状況により，例とは異なる場合がありますので，ご不明な点がある場合には保健所までお問い合わせください。
* 手続きをしないと罰則が科せられる可能性があります。手続き漏れには注意してください。

**お問い合わせ先　　　広島県東部保健所福山支所 食品薬事係**

**（福山市・府中市・神石高原町）　　 電話番号　084-921-1311（代表）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **手続き一覧** | | |
| 申請・届出内容 | | 提出期限 |
| ① | 麻薬所有高届出書 | 廃止後15日以内 |
| ② | 麻薬譲渡届出書（麻薬の在庫がある場合） | 譲渡後15日以内 |
| ③ | 麻薬（覚せい剤原料）廃棄届  （提出後に県立保健所職員が立会って廃棄を行います。） | 事前届出 |
| ④ | 麻薬施用者業務廃止届 | 廃止後15日以内 |
| ⑤ | 麻薬管理者業務廃止届 | 廃止後15日以内 |
| ⑥ | 麻薬施用者免許証記載事項変更届 | 変更後15日以内 |
| ⑦ | 麻薬管理者免許証記載事項変更届 | 変更後15日以内 |
| ⑧ | 麻薬管理者免許申請書  （施用者が２人以上になるときは必ず申請する必要があります。） | 事前申請 |
| ⑨ | 麻薬施用者免許申請書 | 事前申請 |
| ⑩ | 麻薬事故届  （提出後に県立保健所職員が調査に伺います。） | 速やかに |

※　⑤⑦については，麻薬管理者がいる施設に限ります。

※　閉院・移転等した場合には，**覚せい剤原料**についても手続きが必要ですので，お問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| **申請・届出先** | |
| **福山市**内の診療施設 | **府中市・神石高原町**内の診療施設 |
| 福山市保健所　総務課  　　 住　　所　 〒720-8512  福山市三吉町南二丁目11-22  　 電話番号 　084－928－1164 | 広島県東部保健所福山支所 食品薬事係  　 住　　所　 〒720-8511  福山市三吉町一丁目1-1  　 電話番号　 084-921-1311 |



**広島県　麻薬**

**申請・届出様式は県HPから取り出せます。**

**【麻薬，覚醒剤原料の申請および届出について】**

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/index.html